

# 住宅省エネ改修促進事業 よくある質問 (FAQ)

## 【申請関係】

1	事前相談の手続きの方法を教えてください。
2	交付申請の手続きの方法を教えてください。
3	交付申請の受付期限を教えてください。
4	交付申請から交付決定までの期間はどのくらいですか。
5	他の補助金との併用は可能ですか。
6	複数戸を同時に申請することは可能ですか。
7	補助事業者とは誰の事ですか。
8	法人も補助対象になりますか。
9	1つの戸に対して、申請回数の制限はありますか。
10	申請者あたりの補助の回数制限はありますか。
11	共有所有者がいる場合は申請できますか。
12	補助事業者が市外居住者でも申請できますか。
13	建物が大阪市外にあり、申請者が大阪市在住の場合は申請可能ですか。
14	賃貸マンションは補助対象になりますか。
15	昭和56年5月31日以前に着工した建物も申請できますか。
16	本事業に予算の上限はありますか。
17	チラシやリーフレットはどこで入手できますか。
18	申請時に「確認済証」や「検査済証」は必要ですか。
19	住宅の建築時期はどのように確認すればよいですか。
20	補助金交付申請書（様式第1号）の補助金額欄や内訳書（様式別紙1-2）にある補助対象事業費の額はどのように記載したらよいですか。
21	工事請負契約締結後の補助申請は可能ですか。
22	工事完了後に事後申請できますか。
23	国の補助金と大阪市の補助金のどちらかを検討している場合に、補助金の試算は可能ですか。

## 【提出書類】

### ◇証明書類（共通）

1	複数戸を同時に申請する場合、証明書類等（例：登記事項証明書・市民税納税証明書・印鑑登録証明書等）は戸数分必要ですか。
2	各証明書類等の発行期限はありますか。
3	過去に申請した建物において、別の戸で新たに申請する場合、証明書類は必要ですか。

### ◇登記事項証明書

4	登記事項証明書はどこで取得できますか。
5	登記事項証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。
6	登記手続中の場合も申請可能ですか。

# 住宅省エネ改修促進事業 よくある質問 (FAQ)

## ◇納税証明書（固定資産税及び都市計画税/市民税）

- |    |   |
|----|---|
| 7  | 固定資産税及び都市計画税の納税証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。       |
| 8  | 納税証明書はどこで取得できますか。                         |
| 9  | 納税証明書はどの年度分を準備すればよいですか。                   |
| 10 | 最近、建物を購入したのですが、納税証明書は必要ですか。               |
| 11 | 大阪市外に在住している場合や市外に事務所を構えている場合、納税証明書は必要ですか。 |

## ◇管理組合の承諾書

- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 12 | 管理組合の承諾書はどのような場合に必要ですか。 |
|----|-------------------------|

## ◇見積書

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 13 | 見積書の記載方法に決まりはありますか。 |
|----|---------------------|

## ◇写真

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 14 | 交付申請時（施工前）の現況写真の添付はどのようにすればよいですか。   |
| 15 | 完了実績報告時（施工後）の完成写真の添付はどのようにすればよいですか。 |

## ◇支払いを証する書類

- |    |   |
|----|---|
| 16 | 完了実績報告時の支払を証する書類は、本人名義しか認められないのですか。<br>家族名義は可能ですか。              |
| 17 | 施工業者への支払い方法として、銀行窓口、ATM、ネットバンキング以外に、クレジットカード支払い<br>や現金払いも可能ですか。 |

## 【補助要件について】

### ◇部分改修：開口部の断熱改修工事

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 窓の断熱改修工事について、詳細を教えてください。                            |
| 2 | 居間を含む2つの居室の窓を断熱化した場合、その他の居室や居室以外の断熱改修工事は補助対象となりますか。 |
| 3 | LDK一体型の間取りは1室扱いとなりますか。                              |
| 4 | ワンルームマンションのように、居室が1部屋しかない住戸は対象ですか。                  |
| 5 | 窓とドアの違いは何ですか。                                       |
| 6 | 1つの住戸内で部位ごとに省エネ基準レベルとZEHレベルを使い分けることは可能ですか。          |
| 7 | 非常用進入口となる開口部はどのように断熱改修すればいいですか。                     |

### ◇部分改修：躯体等の断熱改修工事

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| 8 | 断熱材の最低使用量は何m <sup>3</sup> ですか。 |
| 9 | 対象となる断熱材の種類を教えてください。           |

### ◇部分改修：設備の効率化工事

- |    |                          |
|----|--------------------------|
| 10 | LED照明ではどのような工事が対象になりますか。 |
|----|--------------------------|

### ◇省エネ設計等

- |    |                              |
|----|------------------------------|
| 11 | 省エネ設計等とは、どのような内容が補助対象になりますか。 |
|----|------------------------------|

## 住宅省エネ改修促進事業 よくある質問 (FAQ)

### 【その他】

1	外壁塗装は補助対象になりますか。
2	屋根の葺替工事は補助対象になりますか。
3	エコキュートやエコジョーズなどの給湯機の交換は補助対象ですか。
4	節水トイレのリフォームは補助対象ですか。
5	エアコンの買い替えは補助対象ですか。
6	自社が保有する住宅に自社で行う窓のリフォーム工事や、DIYは対象になりますか。
7	国の補助のような事業者登録は必要ですか。
8	施工業者は大阪市内に在籍している必要がありますか。

## 1. 申請関係

No	質問	回答
1	事前相談の手続きの方法を教えてください。	<p>申請前に、まず事前相談をお願いします。 事前相談に必要な資料として、ホームページに掲載している「事前相談シート」「見積書」「改修内容が分かる平面図」の3点を下記アドレスへメールで送付してください。本市で補助要件を満たしているかどうかの確認を行い、補助金額（想定額）をメール等でご連絡します。</p> <p>HP: (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000605413.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000605413.html</a>)</p> <p>メールアドレス : ka0018@city.osaka.lg.jp (メールアドレスは事前相談シート裏面にも記載)</p> <p>※建具番号と見積書の番号は一致するようにしてください。 ※見積書には省エネ設計費（現地調査や図面作成に要する費用等）を必ず計上してください。</p>
2	交付申請の手続きの方法を教えてください。	<p>事前相談において、本市から補助要件の確認等の連絡を受けた後に交付申請をお願いします。 申請にあたっての注意事項を記載した「申請の手引」をホームページに掲載していますので、申請前にご確認をお願いします。 手引P15の3.交付申請について（2）提出書類一覧のうち必要となる書類をご準備のうえ、窓口へ申請（行政オンラインシステム・郵送・窓口持込※）してください。</p> <p>HP: (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000605413.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000605413.html</a>)</p> <p>申請窓口：大阪市都市整備局（市役所本庁舎6階企画部） ※窓口への提出は事前に予約のうえお越しください。</p>
3	交付申請の受付期限を教えてください。	<p>交付申請の受付期限は1月31日（市の休日に該当する場合は、直前の市の休日でない日）までです。 締切間際は申請が大変込み合いますので余裕を持ってお申込みください。 申込状況によっては、交付申請の受付期限までに申請の受付を締め切ることがあります。</p>
4	交付申請から交付決定までの期間はどのくらいですか。	<p>交付申請を受け付けてから交付決定までの期間は概ね1ヶ月程度となります。（申請書類に不備があった場合、訂正等に要する日数が別途かかります。） 交付決定後に工事事業者と契約、工事実施していただくことになります。</p>
5	他の補助金との併用は可能ですか。	<p>原則として、省エネ改修工事について本事業と補助対象が重複する場合は併用できません。 ただし、補助対象工事が明確に切り分けられる場合は、本事業と他の事業の工事請負契約が別である場合に限り併用が可能となる場合があります。 国の補助金や他の自治体の補助金の併用を検討されている場合は、各窓口への事前相談が必要です。</p>
6	複数戸を同時に申請することは可能ですか。	<p>同一の対象建物内において、1回の申請で複数戸を申請することは可能です。 ただし、交付申請は対象建物単位としており、同一の対象建物内に申請手続中の戸がある場合は、その戸が完了実績報告書を提出するまでは、対象建物内にある異なる戸についての申請を行うことはできません。</p>

## 1. 申請関係

7	補助事業者とは誰の事ですか。	対象住戸の所有者です。 建物所有者の代理人が代行して申請する場合は、委任状の提出が必要となります。 賃借人は申請することはできません。
8	法人も補助対象になりますか。	法人も補助対象者となります。
9	1つの住戸に対して、申請回数の制限はありますか。	売買等により建物所有者が変更となった場合でも、1つの住戸に対して補助できる回数は1回限りです。過去にこの補助を受けた住戸は申請できません。
10	申請者あたりの補助の回数制限はありますか。	申請者あたりの回数限度はありません。複数の住戸を所有されている場合は補助要件を満たすそれぞれの住戸に対して申請可能です。
11	共有者がいる場合は申請できますか。	共有者間で合意のうえ、代表者1名が補助事業者として申請します。交付申請時に代表者以外の所有者全員の同意書が必要です。
12	補助事業者が市外居住者でも申請できますか。	補助事業者が市外居住者の場合でも、今回改修する住戸が大阪市内にあれば申請可能です。 なお、当該年の1月1日時点で市外在住の場合、市民税の納税証明書は省略できます。ただし、土地建物にかかる固定資産税及び都市計画税の納税証明書は必要です。
13	建物が大阪市外にあり、申請者が大阪市在住の場合は申請可能ですか。	申請者の居住地は問いませんが、申請建物が大阪市内にあることが要件です。
14	賃貸マンションは補助対象になりますか。	賃貸マンションのオーナーが申請する場合も補助の対象となります。居住中、空き住戸に限らず、申請可能です。 複数戸をまとめて申請することも可能ですが、予算に限りがありますので、事前にご相談ください。
15	昭和56年5月31日以前に着工した建物も申請できますか。	原則として、昭和56年5月31日以前に着工した建物は申請できません。ただし、耐震改修工事を合わせて実施する場合又は所要の耐震性能を有していることを証明する「耐震性能証明書（様式別紙1-5）」を申請時に提出していただければ申請可能です。
16	本事業に予算の上限はありますか。	本事業は当該年度の予算に基づき実施しております。申請は先着順となり、予算の上限に達すると受付終了となりますので、お早めにお申込みください。
17	チラシやリーフレットはどこで入手できますか。	各区役所にある配架コーナーや大阪市役所本庁舎1階市民ロビー、市民情報プラザ、6階都市整備局企画部入口、大阪市サービスカウンター（梅田・なんば・天王寺）、住まい情報センター（天神橋筋六丁目）等で配架しています。 また、ホームページからも閲覧、ダウンロードが可能です。

## 1. 申請関係

18	申請時に「確認済証」や「検査済証」は必要ですか。	申請にあたっては、建築基準法等関係法令への適合及び新築時や増改築等により確認済証の交付を受けていることが必要です。交付申請時の確認書にはその旨を記載し、提出いただきます。審査の際、必要に応じて確認済証等の提出を求める場合があります。
19	住宅の建築時期はどのように確認すればよいですか。	「固定資産（家屋）評価証明書」「登記事項証明書（建物）」等により建築時期を確認してください。
20	補助金交付申請書（様式第1号）の補助金額欄や内訳書（様式別紙1-2）にある補助対象事業費の額はどのように記載したらよいですか。	事前相談時に、補助対象事業費の算出に必要となる資料（事前相談シート・見積書・図面等）をご提出いただきましたら、本市で補助額を算定しよ知らせします。 補助額、補助対象事業費をご確認のうえ、申請書類に転記してください。
21	工事請負契約締結後の補助申請は可能ですか。	原則、交付決定通知後に工事請負契約を締結し、改修工事に着手してください。 ただし、交付申請前に工事請負契約を締結した場合であっても、工事に未着手であることを証明でき、かつ、工事着手までに本市に必要な手続き期間を確保できる場合は申請可能となる場合がありますのでご相談ください。 既に工事に着手されている場合は、補助できません。
22	工事完了後に事後申請できますか。	工事着手後や工事完了後の申請はできません。
23	国の補助金と大阪市の補助金のどちらかを検討している場合に、補助金の試算は可能ですか。	他の補助金との比較を目的とした試算は行っておりません。

## 2. 提出書類

### ◇証明書類（共通）

No	質問	回答
1	複数戸を同時に申請する場合、証明書類等（例：市民税納税証明書・印鑑登録証明書等）は住戸数分必要ですか。	同時に複数戸申請される場合においては、証明書類等は1枚で構いません。
2	各証明書類等の発行期限はありますか。	申請前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
3	過去に申請した建物において、別の住戸で新たに申請する場合、証明書類は必要ですか。	過去に申請された建物内の別の住戸を申請する場合においても、申請ごとに証明書類は必要です。（写し可）

### ◇登記事項証明書

No	質問	回答
4	登記事項証明書はどこで取得できますか。	登記事項証明書は、法務局で取得できます。詳しくは、法務局にお問い合わせください。
5	登記事項証明書は、建物・土地どちらも必要ですか。	建物のみです。
6	登記手続き中の場合も申請可能ですか。	法務局が受付したことを証明する受領証を提出すれば申請の手続きを進めることができます。（登記手続き終了後は、速やかに登記事項証明書をご提出ください）

### ◇納税証明書（固定資産税及び都市計画税/市民税）

No	質問	回答
7	固定資産税及び都市計画税の納税証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。	家屋・土地どちらも必要です。
8	納税証明書はどこで取得できますか。	納税証明書は大阪市内のすべての市税事務所・区役所・区役所出張所（平野北部・南部サービスセンター含む）等で取得できます。詳しくは、市税事務所にお問い合わせください。
9	納税証明書はどの年度分を準備すればよいですか。	申請日時点で全額納付が確認できる直近のものを準備してください。令和6年分に未納額がある場合（納期限未到来の場合も含む）は令和5年分を準備してください。

## 2. 提出書類

10	最近、建物を購入したのですが、納税証明書は必要ですか。	建物を取得後1年以内で納税義務がないもののうち、登記事項証明書において購入日を確認できる場合は必要ありません。
11	大阪市外に在住している場合や市外に事務所を構えている場合、納税証明書は必要ですか。	当該年の1月1日時点で市外に在住している場合や、市外に事務所を構えている場合は、必要ありません。 ただし、市内に支店等が存在する場合は、法人市民税の滞納がないかを確認するため、納税証明書が必要になります。

### ◇管理組合の承諾書

12	管理組合の承諾書はどのような場合に必要ですか。	共同住宅の共用部を改修する場合に必要となります。 ガラス交換や外窓交換、玄関ドアの改修、躯体の断熱工事等は承諾書が必要です。 内窓は専有部分での施工となるため、承諾書は不要です。 ただし、詳細はマンションによって異なるため、管理規約をご確認ください。 書式は、(参考様式1)またはマンションの所定の書式を使用してください。
----	-------------------------	---

### ◇見積書

No	質問	回答
13	見積書の記載方法に決まりはありますか。	見積書の内訳に、「省エネ設計費」を必ず記載する必要があります。 また、使用する製品の寸法、住戸図面の窓記号と一致する番号を必ず記載してください。 ※省エネ設計費とは、省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画等(現地確認時の計測、調査資料の作成や改修する窓位置のプロット、寸法、改修内容、改修後の仕様等を記載した建具平面図の作成等)にかかる費用をいいます。

### ◇写真

No	質問	回答
14	交付申請時(施工前)の現況写真の添付はどのようにすればよいですか。	様式の(別紙1-3)を用いて施工箇所ごとに1枚のシートを作成し、上半分に施工箇所を含んだ部屋全体の写真を貼り、下半分に施工箇所を拡大した部分写真を貼り付けてください。 開口部の断熱改修工事の場合は、既存の窓を確認するため、必ずカーテン、障子、ブラインドなどを開けてサッシ枠全体が写るように撮影してください。 また、フロートガラス、網入ガラス等が判別できるように、明るい部屋でピントを合わせて撮影してください。 1枚に収まらない場合は複数枚提出してください。
15	完了実績報告時(施工後)の完成写真の添付はどのようにすればよいですか。	交付申請時と同じアングルで、上半分に施工中の写真(作業員が写っている写真等)、下半分にサッシ枠の状態が分かる窓単体の写真を貼り付けてください。 窓のガラス交換、躯体の断熱改修工事については、品番や数量が把握できるよう、納品時の梱包写真を添付してください。 LED照明は、工事施工中の写真を添付してください。

## 2. 提出書類

### ◇支払いを証する書類

No	質問	回答
16	完了実績報告時の支払を証する書類は、本人名義しか認められないのですか。 家族名義は可能ですか。	補助事業者本人の名義しか認められません。
17	施工業者への支払い方法として、銀行窓口、 ATM、ネットバンキング以外に、クレジット カード支払いや現金払いも可能ですか。	クレジットカード支払いや現金払いは認められません。 申請者から施工業者へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の 第三者から公的に証明できる方法としてください。

### 3. 補助要件について

#### ◇部分改修：開口部の断熱改修工事

No	質問	回答
1	窓の断熱改修工事について、詳細を教えてください。	<p>次の3種類の工事があります。 (①ガラス交換、②内窓設置、③外窓交換) 省エネ性能の区分（省エネ基準レベル・ZEHレベル）に応じて、「子育てエコホーム支援事業」において「断熱等」で登録されている建材であることを確認します。 詳細は「申請の手引」のP8をご参照ください。</p>
2	居間を含む2つの居室の窓を断熱化した場合、その他の居室や居室以外の断熱改修工事は補助対象となりますか。	<p>「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」の要件を満たした場合に限り、居間を含む2つの居室以外の居室や非居室（トイレ・浴室・脱衣室・廊下等）の外気に接する窓も補助の対象となります。</p>
3	LDK一体型の間取りは1室扱いとなりますか。	<p>LDKが間仕切りや扉等で区切られていない場合、1室として取り扱います。 (アコーディオンカーテン、ロールスクリーン、欄間、吊り押入、キッチンカウンター等は間仕切りや扉から除外します。)</p>
4	ワンルームマンションのように、居室が1部屋しかない住戸は対象ですか。	<p>ワンルームマンションなど、対象住戸における居室が居間のみの場合は補助の対象外となります。</p>
5	窓とドアの違いは何ですか。	<p>住宅の外壁面にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具を、原則「ドア」といい、屋外から施錠できない建具を、原則「外窓」といいます。 ただし、屋外から施錠できない建具であっても、大半を不透明材料が占める製品はドアと取り扱うことがあります。 (取扱いは子育てエコホーム支援事業と同様です)</p>
6	1つの住戸内で部位ごとに省エネ基準レベルとZEHレベルを使い分けることは可能ですか。	<p>補助額の算定において異なるレベルを使い分けることはできません。省エネ基準レベルとZEHレベルが混在する改修計画の場合は、省エネ基準レベルのモデル工事費、補助率、限度額が適用されます。</p>
7	非常用進入口となる開口部はどのように断熱改修すればいいですか。	<p>「大阪市建築基準法取扱い（2-39 非常用の進入口に代わる開口部の構造）」に適合した構造に改修してください。</p>

### 3. 補助要件について

#### ◇部分改修：躯体等の断熱改修工事

No	質問	回答
8	断熱材の最低使用量は何m <sup>2</sup> ですか。	断熱材の最低使用量は、「申請の手引」P9に記載しておりますので、住宅種別や断熱材の区分、改修部位より該当するものを確認してください。
9	対象となる断熱材の種類を教えてください。	断熱材の種類は、「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材であることを確認します。断熱材の種類の例としては、「申請の手引」P10〈断熱材の区分表〉を参考にしてください。

#### ◇部分改修：設備の効率化工事

No	質問	回答
10	LED照明ではどのような工事が対象になりますか。	「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」を実施する場合に限り、LED照明も補助対象となります。 電気工事士による電気配線工事を伴う場合は補助対象となります が、引っ掛けシーリングやダクトプラグに直接取り付けられるものなど、電気工事を伴わない照明器具は補助対象外となります。

#### ◇省エネ設計等

No	質問	回答
11	省エネ設計等とは、どのような内容が補助対象になりますか。	省エネ設計等（省エネ設計費）とは、省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画等のことであり、現地確認時の計測、調査資料の作成や改修する窓位置のプロット、寸法、改修内容、改修後の仕様等を記載した建具平面図の作成等をいいます。全体改修の場合は、BELS等の第三者機関による評価を受けるための費用も対象となります。

#### 4. その他

No	質問	回答
1	外壁塗装は補助対象になりますか。	補助対象外です。
2	屋根の葺替工事は補助対象になりますか。	補助対象外です。
3	エコキュートやエコジョーズなどの給湯機の交換は補助対象ですか。	「居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事」を実施する場合に限り、補助対象となります。 (ただし、補助対象額は、開口部及び躯体等の断熱改修工事の合計が限度となります。)
4	節水トイレのリフォームは補助対象ですか。	補助対象外です。
5	エアコンの買い替えは補助対象ですか。	補助対象外です。
6	自社が保有する住宅に自社で行う窓のリフォーム工事や、DIYは対象になりますか。	工事請負契約を伴わない窓のリフォーム工事は対象外です。
7	国の補助のような事業者登録は必要ですか。	事業者登録は必要ありません。
8	施工業者は大阪市内に在籍している必要がありますか。	工事請負者の本社・営業所在地は大阪市内外を問いません。